

令和7年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業 者 名	所 在 地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備 考
1	日新興業株式会社	大阪府大阪市淀川区 三国本町1丁目12番 30号	当該業者は、民間発注者から請け負った工事において、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結した。 このことに対し、令和7年3月4日に近畿地方整備局長から建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、同条第3項の規定に基づく監督処分(営業停止命令)を受けた。 (営業停止期間: 令和7年3月19日から令和7年3月28日までの10日間)	令和7年 4月28日から 令和7年 7月27日まで (3月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項: 建設業法違反)		